

いきいき茨城ゆめ国体笠間市駐車場管理運営業務要領

1 目的

この要領は、いきいき茨城ゆめ国体笠間市輸送・交通実施要項に基づき、いきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、競技役員、その他大会関係者（以下「大会関係者等」という。）及び一般観覧者の交通安全と、各競技会場への来場車両の安全かつ円滑な進行を図るため、いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する駐車場の管理運営業務について、必要な事項を定める。

2 駐車場等の設置

- (1) 駐車場は、原則公共施設の駐車場を利用する。ただし、不足を補うため必要に応じて関係機関及び民間の施設を借用することができる。
- (2) 駐輪場は、競技会場内及び駐車場内に設置する。ただし、不足を補うため必要に応じて関係機関及び民間の施設を借用することができる。

3 駐車場の設置期間及び開始時間

- (1) 駐車場の設置期間は原則当該駐車場設置に係る大会の開始日 3 日前から終了日までの間とする。
- (2) 駐車場の開始時間は原則競技開始の 1 時間前とする。

4 事前準備

駐車場設置日の前日までに、当該駐車場及び駐車区画の整備を行う。なお、案内看板等については、必要な手続きを踏み設置する。

5 業務の内容

- (1) 大会関係者等の車両については大会関係者用駐車場入口において、駐車許可証の有無及び区分を確認し、適切に誘導する。
- (2) 一般観覧者の車両、バイク及び自転車については、それぞれ一般観覧者用駐車場または駐輪場に誘導する。
- (3) 業務に当たっては、応対や言葉遣いに十分留意して、利用者に不快感を与えないよう心掛けるものとする。
- (4) 車両の出入り及び駐車場の車両管理については、事故のないよう十分注意し、万が一事故が発生した場合は、適切な応急処置を行うとともに、実行委員会に報告して指示を受け対応する。
- (5) ほかの駐車場との連絡を密にし、常に利用状況の把握に努め、駐車スペースの確保に配慮するものとする。
- (6) 駐車場の利用状況を駐車場業務日誌（様式）に記入し、当日の業務終了後、担当者に報告する。
- (7) 大会終了後は、設置物の撤去及び清掃を行う。

6 駐車場設置管理業務の委託

実行委員会は、この要領の定める業務の全部または一部を関係団体等に委託できるものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

様式

駐車場業務日誌

| 駐車場名 | | | 報告者 | | |
|--------|-------|--------|--------|-----|--------------|
| 年月日 | 年 月 日 | | 天 気 | | |
| 業務開始時刻 | 時 分 | | 業務終了時刻 | 時 分 | |
| 時 間 | 大型車 | マイクロバス | 普通車 | 二輪車 | 記事 (連絡事項) |
| 10:00 | 台 | 台 | 台 | 台 | |
| 13:00 | 台 | 台 | 台 | 台 | |
| 15:00 | 台 | 台 | 台 | 台 | |
| 17:00 | 台 | 台 | 台 | 台 | |
| 特記事項 | | | | | |